

報告1 JR酒々井駅駐輪場整備事業の成果について (中間報告)

～機械式駐輪場の整備から5年が経過～

JR酒々井駅西口・東口駐輪場については、令和元年度に整備が完了し、令和2年4月1日より機械式駐輪場の運用を開始しました。

令和6年度末に自動精算機のリース期間である5年が終了し、令和7年度から管理に係る費用は保守点検費のみとなったところです。

機械式管理は24時間管理によることから、自転車盗難被害の軽減及び確実な料金徴収の効果が出ております。

さらに、管理費においても管理人方式と比較すると、10年間で約2,500万円を削減ができる試算となるため、経費を抑え最大の効果を発揮する一つの成功例として、今後についても効率的、効果的な事業運営を目指します。



報告2 令和7年度ごみゼロ運動について

5月25日開催 12.07トンのゴミを収集！

快適できれいなまちづくりに、
ご協力ありがとうございました。



本年度のごみゼロ運動につきましては、5月25日に町民の皆様と各種団体のご協力をいただき、無事終了することができました。

当日は約4千人が参加され、1万2,070キログラムのごみが収集されたことをご報告するとともに、御協力いただきました皆様はこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

町では、今後も地域ぐるみの環境美化活動を支援しながら不法投棄のない、きれいなまちづくりに努めて参りますので、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

報告3 青少年交流の家に係る裁判について

青少年交流の家に係る控訴審について、経過を報告させていただきます。

令和7年2月13日の第1回口頭弁論の後、東京高等裁判所による和解協議が行われましたが、双方協議が整わないため、令和7年3月10日、協議終了となり、令和7年4月24日東京高等裁判所において判決が言い渡されました。



～控訴審における判決の主文～

- 1 原判決主文第2項を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、原判決主文第1項の建物の引渡しを条件として、被控訴人に対し、940万4510円及びこれに対する上記の引渡しの日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 その余の本件控訴を棄却する。
- 5 甲事件及び乙事件に係る訴訟費用（控訴人に生じた費用と被控訴人に生じた費用の60分の59を合計したものは、第1、2審を通じて5分し、その2を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。

町としましては、判決内容を検討し、控訴における町側の主張が概ね認められたものと判断し、判決を受け入れ、最高裁判所への上告はしないものと決定しました。

なお、相手方である（株）ヤマロクから、5月8日付けで上告及び上告受理申立ての提出があったことを確認しており、5月21日、東京高等裁判所より上告提起通知書、上告受理申立通知書、上告状兼上告受理申立書を受理しております。

～裁判経過の概要～

工事名	(仮称)中央台青少年交流センター新築工事
受注者	(株)ヤマロク
構造・面積	木造平屋建・延べ床面積 63.71 m ²
契約日・契約金額	H27.11.19・11,755,638 円
工期	H27.11.20～H28.3.25

H28.3.31 工期内未完成のため酒々井町が契約を解除、通知

(出来高精算による建物の引き渡し他を求める)

H30.4.16 建物の引き渡しを求めるため提訴

(原告：酒々井町 被告：(株)ヤマロク)

H30.6.7 第1回口頭弁論

H30.8.2 第1回弁論準備手続

R元.10.16 第9回弁論準備手続(被告(株)ヤマロク側から24,460,791円の支払い他を求める反訴状の提出)

R3.1.25 第17回弁論準備手続

(当該工事の(株)ヤマロクの下請会社(給排水工事)が(株)ヤマロクを訴えた裁判が、本件裁判と併合)



R5.7.21 第32回弁論準備手続

調停査定案1,400万円が示され、原告・被告に内容の精査が求められる

R5.9.19 第33回弁論準備手続

調停査定案を精査した書類を提出するも一切認められず、調停査定案1,400万円による和解受入れの判断を求められるも、回答を持ち帰る

R5.10.6 町顧問弁護士との協議

以下の理由により調停査定案を受け入れないことと決定した

①調停金額1,400万円が当初契約金額1,175万5,638円及び町が積算依頼した出来高金額750万3,006円と大きな乖離があること

②和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律のみであり、入札制度及び契約に対する配慮がないこと

(同内容を、裁判所及び町議会議員へ報告)

- R5.11.7 第34回弁論準備手続き（調停案の不成立の確認）
- R6.1.22 第35回弁論準備手続き
- R6.2.16 証人尋問
- R6.6.4 口頭弁論
- R6.10.4 判決
- R6.10.18 容認できる内容ではないと判断し控訴状を提出
- R7.2.13 第1回口頭弁論
- R7.3.10 和解協議不成立
- R7.4.24 東京高等裁判所において判決
- R7.5.8 相手方の（株）ヤマロクから上告及び上告受理申立ての提出
- R7.5.21 東京高等裁判所より上告提起通知書、上告受理申立通知書、
上告状兼上告受理申立書を受理（現在に至る）

報告4 中学生の善行について

心温まる 酒々井中学校生徒の行動

■ 1 件目

5月10日、高齢男性が自転車でJR酒々井駅付近、中川踏切を渡ろうとした際に踏切の直前で車道側に転倒してしまいました。

この時、保護者の車に同乗していた女子生徒3名が、男性のもとへ駆け寄り、自転車とブロックの間に足が挟まれて動けない男性を助けようと、自転車を持ち上げて体を起こし、「大丈夫ですか？」と声をかけました。

その男性は「大丈夫です」と答えましたが、心配した彼女たちは遮断機が上がった後、一緒に自転車を押しながら踏切を渡るサポートをし、その男性を見えなくなるまで見送ったとのことでした。

この善行は、町民の方から届いた中学校へのメールによって判明しました。その方によりますと、踏切の反対側から転倒した高齢男性を目撃し、自ら車を停めて救助に向かおうとしたところ、酒々井中のジャージを着た女子生徒たちが、即座に男性に駆け寄る姿を目の当たりにして、「このように他者を気遣える生徒が育っていることを町民として非常に嬉しく思い、心

温まるエピソードだったので報告します」と、メールに書き添えてくださいました。

このような勇気ある行動は、高齢男性の生命を守ったという事実のみならず、地域社会や他の児童生徒の安全意識の高揚に良い影響を与えるものと考えております。

なお、この善行に対しまして、佐倉警察署長から感謝状が贈呈されることが決定しております。

■ 2 件目

5月7日、中学校の男子生徒が総合公園付近の歩道で倒れている女性を見つけ、コンビニエンス・ストアまで救急車の手配に向かってくれたことに対し、その女性の旦那様から「妻は無事に帰宅しました。学校で感謝の気持ちを伝えていただきたい。」と、電話にて中学校に連絡がありました。

結果として、別の大人の男性が救急車を要請し事なきを得ましたが、この生徒の善行を讃える方法等については、今後、検討してまいります。

このような思いやりと勇気ある生徒たちの行動に対し、地域の方々からお誉めの言葉や感謝の声が届き、町としましては本当に誇らしく、たいへん嬉しく思います。

今後も、未来を担う児童・生徒の人材育成に、小・中学校教職員とともに尽力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。